

令和 8 年熊本地震に伴う労働保険の適用徴収に関する Q & A

令和 8 年 8 月 12 日

目次

1. 申告・納期限等の延長関係

- Q 1 労働保険料等の納期限等の延長措置とは何ですか。 P. 1
- Q 2 延長後の具体的な納期限を教えてください。 P. 1
- Q 3 地震による被害を受けました。納期限を延長したいのですが、
申請等は必要ですか。 P. 2
- Q 4 指定地域以外に事業場があり、地震により被害を受けています。
納期限の延長措置は受けられますか。 P. 2

2. 納付の猶予関係

- Q 5 「納付の猶予」が受けられる場合があると聞きました。どのようなもの
ですか。 P. 2

3. 保険料の免除関係

- Q 6 地震による被害が甚大で、労働保険料を払うことができません。
被害が大きい場合、労働保険料は免除されませんか。 P. 3

4. 労働保険事務組合関係

- Q 7 労働保険事務組合に委託している指定地域以外の事業場ですが、委託していた
労働保険事務組合が地震により被災しました。どうすればいいですか。 P. 3
- Q 8 指定地域内に所在地を有する労働保険事務組合に 7 月 28 日の翌日以降に委託した
事業主ですが、納期限の延長措置は受けられますか。 P. 3
- Q 9 指定地域内にある労働保険事務組合ですが、委託を受けている事業場が地震により
被災し、すべての事業場分の労働保険料が納付できません。
どうすればいいですか。 P. 3
- Q 10 指定地域以外にある労働保険事務組合ですが、当事務組合に委託している事業場が
指定地域内にあり、地震による被災のため、当該事業場から保険料を
徴収することができません。どのように取り扱えばよいですか。 P. 4

5. その他

Q 1 1 地震による被害を受けました。すでに令和 8 年度の年度更新の申告書は

提出済みですが、口座振替を止めることはできるのでしょうか。・ ・ ・ ・ ・ P. 4

1. 申告・納期限等の延長関係

Q 1 労働保険料等の納期限等の延長措置とは何ですか。

(答)

令和8年熊本地震による被害にかんがみ、指定地域（※）に所在地を有する事業場等について、労働保険の申告書の提出期限、保険料等の納期限等を延長するものです。

（※）熊本県八代市、宇土市、宇城市及び八代郡氷川町

納期限等の延長措置の対象となる事業主等は

- ① 指定地域に所在地を有する事業場の事業主（指定地域外に主たる事務所が所在する労働保険事務組合に、労働保険事務の処理を委託している指定地域内に所在する事業場の事業主を含む。）、
 - ② 指定地域に所在地を有する労働保険事務組合に、令和8年7月28日（災害発生日）において労働保険事務を委託している事業主（事業主が事務所を構える所在地は指定地域の内外を問わない）、
 - ③ 指定地域に所在地を有する労働保険事務組合
- です。

また、労働保険料のほか、一般拠出金及び特別保険料も納期限等の延長の対象です。なお、申告の手続は、可能な方は通常どおり行っていただきますようお願いいたします。

Q 2 延長後の具体的な納期限を教えてください。

(答)

被災の状況に十分配慮して検討していくこととしており、具体的な日は、まだ決まっていません。決まりましたら、厚生労働省のホームページ等で周知を行うこととしています。なお、事務組合についても同様です。

(参考)

なお、令和8年度における労働保険料等の申告期限・納付期限は、①第1期・全期は7月10日、②第2期は11月2日、③第3期は2月1日となります。

労働保険事務組合については、令和8年度における労働保険料等の申告期限・納付期限は、①第1期・全期は7月10日、②第2期は11月16日、③第3期は2月15日となります。

Q 3 地震による被害を受けました。納期限を延長したいのですが、申請等は必要ですか。

(答)

指定地域（※）に所在地を有する事業場等については、一律に申告・納期限等が延長されますので、申請等は必要ありません。

※ 指定地域についてはQ 1 をご参照ください。

Q 4 指定地域以外に事業場があり、地震により被害を受けています。納期限の延長措置は受けられますか。

(答)

指定地域以外に事業場がある場合であっても、指定地域内に所在する労働保険事務組合に労働保険事務を委託している場合には、納期限等の延長措置の対象となる場合がありますので、詳しくは、Q 1 をご参照ください。

なお、Q 5 のとおり、一定の条件を満たしていれば、「納付の猶予」を受けることができる場合があります。

2. 納付の猶予関係

Q 5 「納付の猶予」が受けられる場合があると聞きました。どのようなものですか。

(答)

災害により事業財産に相当の損失を受け、労働保険料等を納付することが困難となった場合には、事業場の所在地を管轄する都道府県労働局に申請を行っていただくことにより、一定期間の納付の猶予を受けることができる制度です。

「納付の猶予」の条件である「相当の損失」とは、事業の経営のために直接必要な財産（事業財産）のおおむね 20%以上の損失を受けた場合が該当します。

「納付の猶予」の申請期限は災害がやんだ日から 2 か月以内となりますが、「災害のやんだ日」については、被災の状況により判断することになりますので、お近くの都道府県労働局労働保険徴収（課）室へご相談ください。

申請書類等の詳細は、以下の厚生労働省HPをご参照ください。

[労働保険料等を一時に納付できない方のための猶予制度について | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001122177.pdf)

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001122177.pdf>

3. 保険料の免除関係

Q 6 地震による被害が甚大で、労働保険料を払うことができません。被害が大きい場合、労働保険料は免除されませんか。

(答)

労働保険料等の申告・納期限等の延長や納付の猶予を受けることはできますが、労働保険料等は免除されません。

4. 労働保険事務組合関係

Q 7 労働保険事務組合に委託をしている指定地域以外の事業場ですが、委託していた労働保険事務組合が地震により被災しました。納期限等の延長措置は受けられますか。

(答)

納期限等の延長措置の対象となる事業主等については、Q 1 をご参照ください。

Q 8 指定地域内に所在地を有する労働保険事務組合に7月28日の翌日以降に委託した事業主ですが、納期限の延長措置は受けられますか。

(答)

令和8年7月28日（災害発生日）において、指定地域内に主たる事務所の所在地を有する労働保険事務組合に労働保険事務を委託していない場合は、当該事務組合に委託していることを理由として、納期限等の延長措置を受けることはできません。

なお、その他の詳しい事務処理方法については、管轄の都道府県労働局労働保険徴収（課）室にご相談ください。

Q 9 指定地域内にある労働保険事務組合ですが、委託を受けている事業場が地震により被災し、すべての事業場分の労働保険料が納付できません。どうすればいいですか。

(答)

指定地域内に主たる事務所の所在地を有する労働保険事務組合については、納期限等の延長措置の対象となります。納期限等の延長措置の対象となる事業主等については、Q 1 をご参照ください。

詳細については、管轄の都道府県労働局労働保険徴収（課）室にご相談ください。

Q 1 0 指定地域以外にある労働保険事務組合ですが、当事務組合に委託している事業場が指定地域内にあり、地震による被災のため、当該事業場から保険料を徴収することができません。どのように取り扱えばよいですか。

(答)

指定地域内に所在地を有する事業場については、委託先の労働保険事務組合が指定地域以外にある場合にあっては、申告・納期限等の延長措置の対象となります。

詳細については、管轄の都道府県労働局労働保険徴収（課）室にご相談ください。

5. その他

Q 1 1 地震による被害を受けました。すでに令和8年度の年度更新の申告書は提出済みですが、口座振替を止めることはできるのでしょうか。

(答)

指定地域（※1）に所在地を有する事業場については、口座振替を一時的に停止したい場合は、下記口座振替予定日（※2）の1週間前までに、管轄の都道府県労働局労働保険徴収（課）室にご相談ください。

また、一時的ではなく、口座振替を今後利用しない場合は、口座振替依頼書（解除）の提出が必要になります。口座振替依頼書（解除）については、厚生労働省ホームページ（※3）からダウンロードできます。

※1 指定地域についてはQ1をご参照ください。

※2 令和8年度における口座振替予定日は、①第1期・全期は9月7日、②第2期は11月16日、③第3期は2月15日となります。

※3 http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki_jun/hokenryou/kouza_kaijo.html

○都道府県労働局の連絡先は以下をご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kouseiroudoushou/roudoukyoku/index.html>